

議案第 69 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議 案 説 明

議案第 69 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。